

「児童虐待防止広報啓発等 企画運営委託」提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価基準について

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は150点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目で点数比較を行います。

- (1) 提案内容
- (2) (1)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。

評点は各A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $4点 \times 2 = 8点$

評価がCであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がDであれば評価点は $2点 \times 2 = 4点$

評価がEであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

- (2) 評価項目を「6 評価項目」に示すとおりとします。
- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4) A～E の考え方については「7 評価の視点」に示すとおりとします。
- (5) 150点（加重倍率適用後）×委員6名=900点満点とします。

委員の総合計点が5割未満の場合（6名出席の場合450点未満）は、プロポーザルは特定されないものとします。

6 評価項目

評価項目		配点		
		倍率	最高点	
1 業務実績 【5点】	同種の業務実績及び内容	× 1	5点	
2 本業務の実施体制 【10点】	適切な執行体制	× 2	10点	
3 提案内容	(1) 年間スケジュール 【15点】	スケジュール等の妥当性	× 3	15点
	(2) 事業の企画・運営 【90点】	児童虐待等防止啓発への理解	× 3	15点
		児童虐待や予期しない妊娠に関する現状の理解及び企画の効果、現実性	× 4	20点
		事業の周知を図るための企画・工夫	× 3	15点
		目標設定、効果検証	× 3	15点
		横浜市子ども虐待防止キャラクター「キャッピー」の活用	× 3	15点
		パンフレットの印刷など指定する項目への対応	× 2	10点
4 取組意欲 【15点】	本業務に対する姿勢、意欲	× 3	15点	
5 事業者の取組に関すること 【15点】	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	× 1	3点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（従業員 301 人未満の場合のみ加算）	× 1	3点	
	次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、若者雇用促進法に基づく認定	× 1	3点	
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	× 1	3点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成	× 1	3点	
合計【150点】			150点	

7 評価の視点

項目	評価の着眼点	評価					
		A (5点)	B (4点)	C (3点)	D (2点)	E (1点)	
1 業務実績 【5点】	同種又は類似する啓発・PRの実行、あるいは実行支援の実績（令和元年度以降）	十分な実績である	AとCの 中間	一定の実績である	CとEの 中間	実績に乏しい	
2 本業務の実施体制 【10点】	提案内容を実施するために、適切な執行体制をとっているか	十分な執行体制が確保されている		概ね適切な執行体制が確保されている		執行体制の確保が十分ではない	
3 提案内容	(1)年間スケジュールの作成	打ち合わせ等の会議体や委託者の確認・調整期間を考慮した妥当性のあるスケジュールとなっているか		十分妥当である		概ね妥当である	妥当ではない
	(2)事業の企画・運営	児童虐待等についての十分な理解のもと、企画が提案されているか		とても優れている		十分である	十分ではない
		児童虐待や予期しない妊娠に関する横浜市の現状、課題を理解したうえで、現実的かつ、対象に届く企画が提案されているか		とても優れている		十分である	十分ではない
		児童虐待防止等への興味・関心の薄い層に対して、事業の周知を図るための企画・工夫がなされているか		とても優れている		十分である	十分ではない
		目標設定や効果検証が可能な企画が提案されているか 加えて、企画内容から成果が期待できる目標設定や測定可能な効果検証内容となっているか		とても優れている		十分である	十分ではない
		横浜市子ども虐待防止キャラクター「キャッピー」を活用した企画内容が提案されているか		十分活用されていて、効果的である		活用されていて効果的である	活用されていない
		パンフレットの印刷など指定する項目が含まれた企画が提案されているか		とても優れている		十分である	十分ではない
4 取組意欲	資料作成、プレゼンテーションにおいて、本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	とても優れている		十分である		十分ではない	
5 事業者の取組に関すること	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 （従業員 101人未満の場合のみ加算）	—	—	策定している	—	—	

	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている。 (従業員 301 人未満の場合のみ加算)</p>	—	—	策定している	—	—
	<p>以下のいずれかに認定されている ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定</p>	—	—	認定されている	—	—
	<p>よこはまグッドバランス賞の認定の取得</p>	—	—	認定されている	—	—
	<p>障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成 (従業員 45.5 人以上)、又は、障害者を 1 名以上雇用している (従業員 45.5 人未満)</p>	—	—	達成・雇用している	—	—